

基本目標２ 子育て家庭や若者が住みよい環境づくり

基本施策１ 地域子育て支援の充実

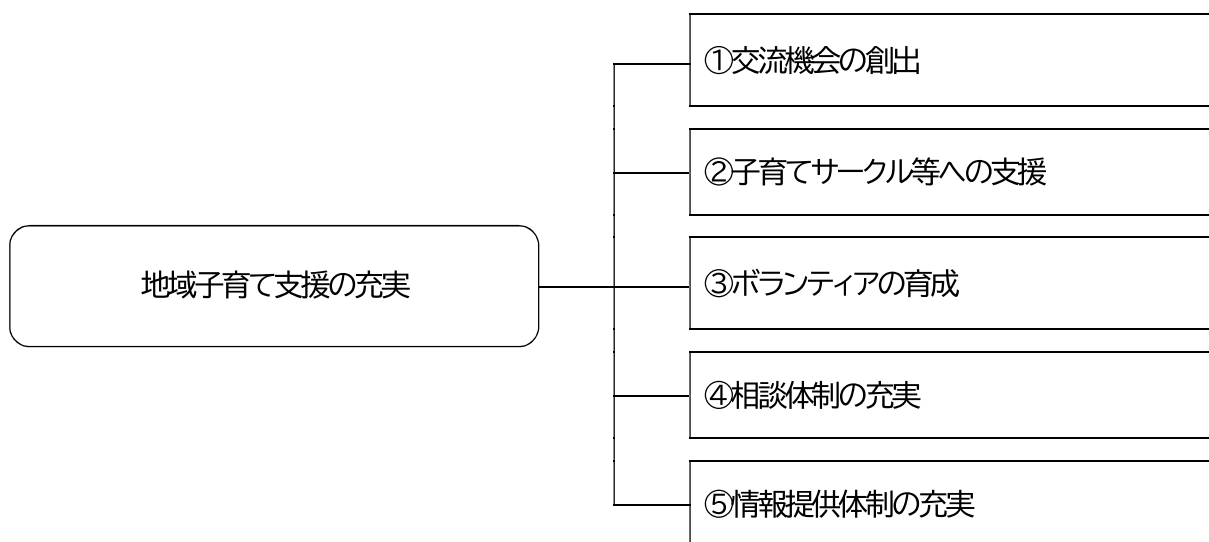
◇目指す地域の姿◇

みんなで育児や子育て家庭を支え、見守る地域になっています。

◇施策の方向◇

- 育児や子育て家庭を地域みんなで支えていくことが大切になっています。
- こども家庭センターを中心とした相談体制の充実や情報提供体制の拡充、子育て支援センター、児童館、図書館での交流活動など、多様な機会と内容の支援を充実します。

◇施策体系◇



◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①交流機会の創出	○地域子育て支援拠点などにおける親子教室や育児講座を通じて、手遊びやふれあい遊び、制作等を実施し、親子がともに育つ場作りを充実します。 ○児童館における各事業の中で親子、異年齢、異世代間の交流を図りながら、一人で来館しても他の来館者との仲間づくりの輪を広げられるように努めます。	子育て支援課
	○図書館で各種おはなし会、親子への読書案内などを実施し、絵本を通した親子のふれあいや、親同士のコミュニケーションの場を提供するよう努めます。 ○「ウィークエンドいきいき体験教室」などで、親子や他の家庭との交流等の促進を図ります。	生涯学習課
	○主任児童委員による、こどもや子育て家庭を対象としたカフェイベントを通じ、持続可能な地域社会の形成を目指します。	福祉課
②子育てサークル等への支援	○子育てサークルに対し、活動場所の提供や交流会の開催などの支援を行います。 ○親子教室などによる仲間づくりのための事業や、母子愛育会活動への支援を継続するとともに、地域の新たな課題や活動方法についても検討します。	子育て支援課
③ボランティアの育成	○地域の子育て力を高めるため、ボランティア活動の促進に取り組むとともに、今後もボランティアの積極的な受け入れに努めます。	子育て支援課
	○毎月のおはなし会のミーティングや定期的な図書館ボランティア連絡会の開催により、地域と密着した図書館を目指します。	生涯学習課
④相談体制の充実	○こども家庭センターを中心に電話や面談での相談体制の充実を図ります。 ○未就学児のいる家庭で、子育てのことについて近くに相談する人がいない方などを対象に、子育て支援センターの職員が自宅に訪問し、相談に応じる「訪問型子育て支援」を継続し、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課

施策	事業内容	関係課
	○広報紙、ポスター、地域子育て支援拠点だより、保健事業等予定表等において、相談事業の周知活動に努めるとともに、相談体制の確立を図ります。	子育て支援課 健康増進課
⑤情報提供体制の充実	○広報紙やパンフレットなどを積極的に活用し、生涯学習情報、福祉情報、健康づくりに関する情報の提供など、子育て中の親と子に様々な情報を提供します。 ○こども家庭センターを中心に情報提供体制の拡充などを図ります。 ○市ホームページの英語表記機能により、日本語を母国語としないこどもや保護者、家庭のために、保育園、幼稚園などに関する情報を発信するとともに、コンテンツの拡充等について必要に応じて検討します。	子育て支援課 こども保育課 健康増進課 福祉課 生涯学習課 企画政策課

基本施策2 多様な保育サービスの充実

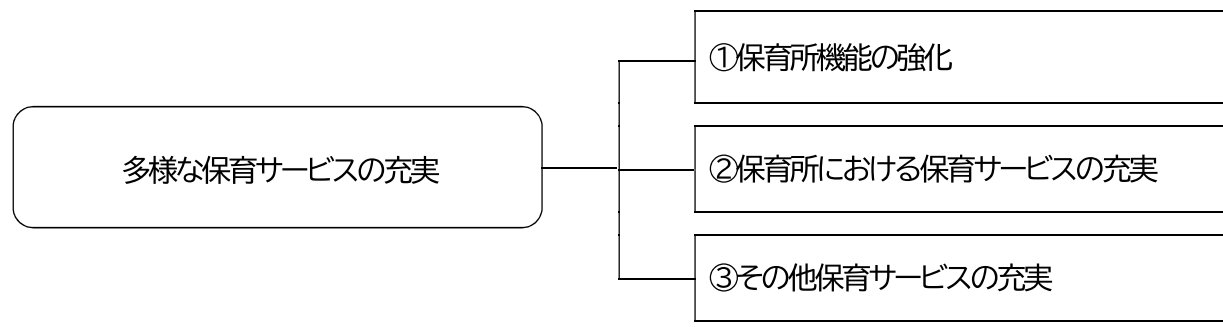
◇目指す地域の姿◇

待機児童がいない、誰でも必要な保育サービスを利用できる地域になっています。

◇施策の方向◇

- 待機児童の解消や多様な保育サービスの充実は子育て支援の基本として大切なことです。
- 認可保育所等の整備を進め、待機児童の解消に努めます。
- 乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）の実施等、保護者の多様なニーズに対応した、保育サービスの充実を図ります。

◇施策体系◇



◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①保育所機能の強化	○待機児童解消を目的とした、認可保育所等の整備による定員増、低年齢児童を中心とする受け入れ枠の拡大・推進を図ります。 ○保護者が安心して児童を預けられるよう、保育所機能の充実に努めます。 ○人材、設備等を整備し、障がい児の受け入れが可能な体制を推進します。	こども保育課
②保育所における保育サービスの充実	○現行の通常保育や延長保育、一時保育の実施を継続するとともに、需要に応じて延長保育時間の更なる延長や休日・夜間保育の実施について検討します。 ○必要に応じて、保育所で障がい児保育を実施します。 ○保育所内外における安全点検や、外部からの不審者などの侵入防止に向けた訓練など、事故や事件、けがの防止に努めます。 ○年間を通して行う定期的な防災・避難訓練や、紙芝居などを通してこどもたちへの啓発活動などを通して、知識の普及を図ります。 ○有事の際に備えた、保険証番号や血液型などを記録した個々人の防災カードの作成の推進と、活用体制の確立を図ります。 ○入所児童が安心して成長することができる環境づくりのため、不審者対策など、職員向け防犯マニュアルに基づき、安全な保育を実施すると共に、有事の際にこどもたち自身の対応力を伸ばすような訓練を実施します。 また、施設面では、防犯カメラの設置などを推進し、保育所等のセキュリティの向上を図ります。 ○定期的に研修や会議を実施し、職員の資質の向上を図ります。 ○保育所の保育サービスに対する利用者のニーズ調査を実施します。	こども保育課

施策	事業内容	関係課
③その他保育サービスの充実	○ファミリー・サポート・センターについては、随時入会説明会を行うなどして、継続的な協力会員の増員に努めます。 ○病児や病後児の一時保育を行う「緊急サポートセンター事業」を継続し、推進します。	子育て支援課
	○保護者の勤務等の都合により、日中に病気のこどもの保育ができない場合に保護者に代わって保育を行う、病児保育を行っています。 ○親の就業状況にかかわらず保育が利用できる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の実施に向けた検討を行います。	こども保育課

基本施策3 子育て家庭に対する経済的支援の充実

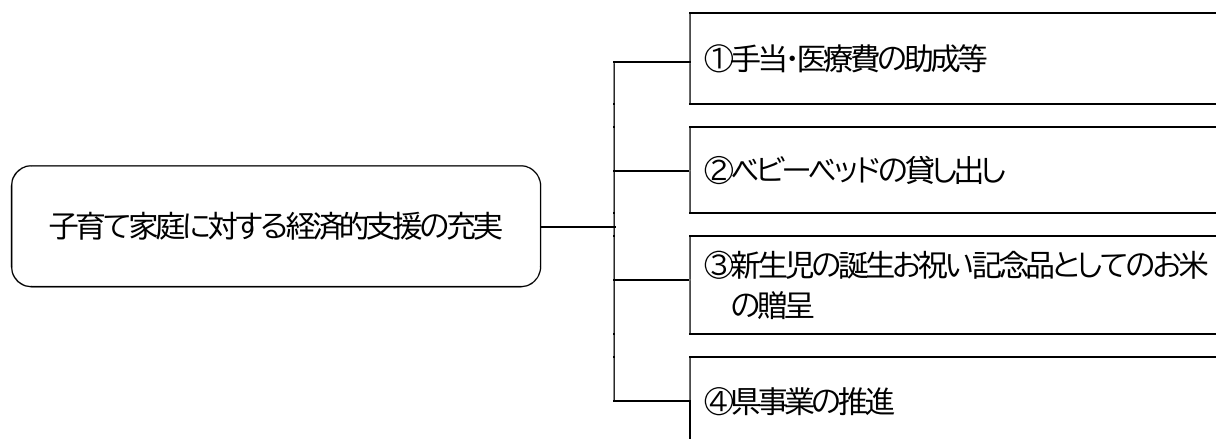
◇目指す地域の姿◇

必要な人への経済的支援が充実し、子育て世帯の笑顔が見える地域になっています。

◇施策の方向◇

- 妊娠や出産、育児にかかわる経済的な負担を軽減することが重要となっています。
- 「こども医療費」、「ひとり親家庭等医療費」、「児童手当」、「出産・子育て応援給付金」などの適切な給付を推進します。

◇施策体系◇



◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①手当・医療費の助成等	○「児童手当」及び「こども医療費」「ひとり親家庭等医療費」について、対象者への支給を継続します。 ○所得制限の撤廃や支給期間の延長など、児童手当の拡充について普及と啓発に努めます。	こども保育課
	○妊娠期から出産・子育ての切れ目のない支援の一環として、白岡市出産・子育て応援給付金の普及と啓発に努めます。	子育て支援課
②ベビーベッドの貸し出し	○乳児の健やかな成長を支援するべく、申請者に対して適切なベビーベッドの貸し出しを行い、育児をする家庭の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
③新生児の誕生お祝い記念品としてのお米の贈呈	○新生児誕生のお祝い記念品として白岡市産の米を支給することにより、農産物の地産地消を促進し、次世代を担う新生児の誕生を祝うとともに、育児をする家庭の経済的負担の軽減を図ります。	農政課
④県事業の推進	○埼玉県が実施している「パパ・ママ応援ショップ」子育て家庭優待事業をより利用しやすくするため、希望者に対して適宜優待カードの配布、スマートフォンアプリの周知、協賛店舗の拡大・充実を図ります。	子育て支援課

基本施策 4 働きながら子育てできる地域づくりの充実

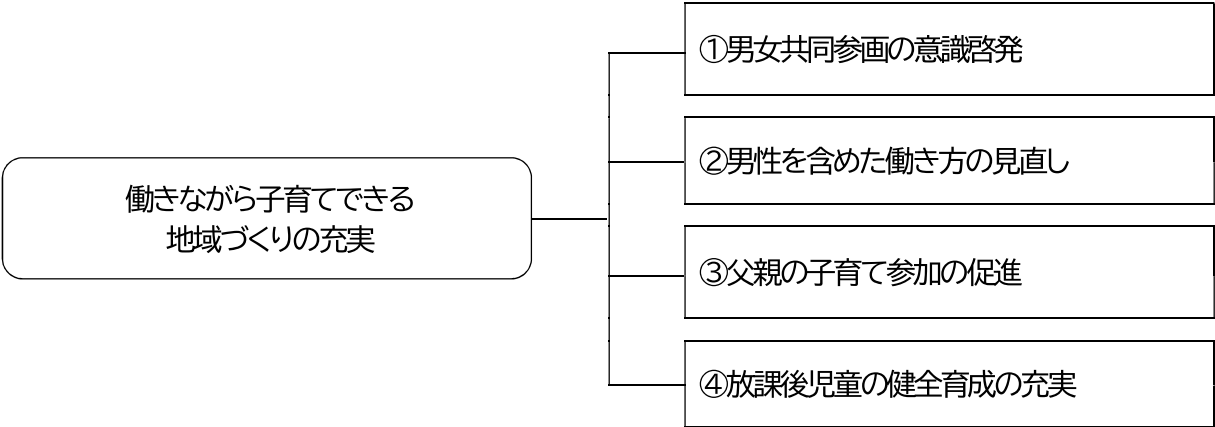
◇目指す地域の姿◇

みんながワーク・ライフ・バランスを保って暮らす地域になっています。

◇施策の方向◇

- 育児と就労、家事、介護、地域生活等をバランスよく行うことができる地域づくりが大切になっています。
- 男性を含めた働き方の見直しや父親の子育て参加の促進、放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実・拡大を進めるなど「ワーク・ライフ・バランス」の整った暮らしが実現する環境づくりを推進します。

◇施策体系◇



◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①男女共同参画の意識啓発	○男女の平等や相互の協力についての理解促進を図るため、男女共同参画の考え方や、男性の家事・育児参加についての啓発を推進します。	地域振興課
②男性を含めた働き方の見直し	○「ワーク・ライフ・バランス」の考え方や安心して育児と就労、家事、介護、地域生活ができる環境づくりについての啓発をパンフレットの配布などを通じて行います。 ○商工団体と連携し、女性の経営参画の推進や子育て支援に関し啓発に努めます。	子育て支援課 地域振興課 商工観光課
③父親の子育て参加の促進	○市内の事業所などに対し、商工会や工業団地振興会などを介して、育児休業制度などの制度を十分に理解して利用するよう啓発に努めます。 ○労働者や事業主の意識改革を促進するため、各種制度に関するパンフレットの配布や親子クラブの実施などを行い、父親の子育て参加の場の提供を行います。 ○父親とこどもが楽しんで参加できるような事業の開催、両親学級などで父親向けの話やDVDの視聴を通じた、子育てに参加する父親の意識を高め、父親の育児参加を促進します。	子育て支援課 商工観光課
④放課後児童の健全育成の充実	○施設の整備や余裕教室の利用、弾力化定員等について勘案しながら、放課後児童クラブ（学童保育所）の定員の拡大を図ります。 ○放課後児童支援員について、有資格者を配置するべく、放課後児童支援員認定資格研修への参加を推進します。 ○保護者との調整を行いながら、必要に応じて障がいのある児童の受け入れを図ります。	こども保育課
	○放課後などに小学校の余裕教室などを活用し、こどもが安心して活動できる場を提供することを目的に、放課後子ども教室を実施するとともに、未実施の小学校については、開設を検討します。	生涯学習課

施策	事業内容	関係課
	○地域の人材の参画・協力を得ながら、学習活動や様々な体験・交流活動の更なる機会の提供など放課後子ども教室の充実を図ります。	生涯学習課

基本施策5 若者の希望を叶える地域づくり

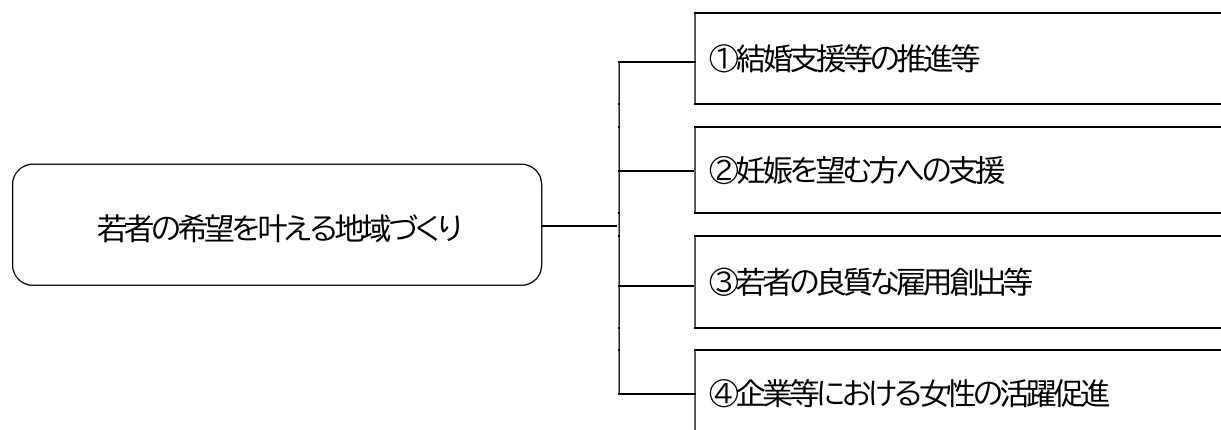
◇目指す地域の姿◇

やりがいのある仕事につき、結婚し、安心して子どもを産み育てることができる、若者の希望が実現できる地域になっています。

◇施策の方向◇

- 結婚や仕事などに関する若者の希望の実現は、活力ある地域づくりに向けて非常に大切になっています。
- 結婚支援事業の充実や不育症検査・不妊検査助成、企業等における女性の参画拡大、企業の働き方改革等を推進します。

◇施策体系◇



◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①結婚支援等の推進等	○白岡市、久喜市、幸手市、杉戸町、宮代町、茨城県五霞町の「3市3町における広域連携による結婚支援に関する協定」を活用し、事業の企画や運営、情報収集など結婚支援に関する事業の推進を図ります。	企画政策課
②妊娠を望む方への支援	○不育症検査、不妊検査助成事業の普及・啓発に努めます。	子育て支援課
③若者の良質な雇用創出等	○地域の雇用機会の確保を図るため、市内中小企業の円滑な事業承継の支援を図ります。 ○若者にとって働きやすい職場を増やすため、市内中小企業の働き方改革等を促進します。	商工観光課
④企業等における女性の活躍促進	○勤労者等に対して、女性の参画や職業と家庭の両立に関する法・制度の周知や活用促進を図ります。	地域振興課

基本施策6 子育て家庭の安全な生活の確保

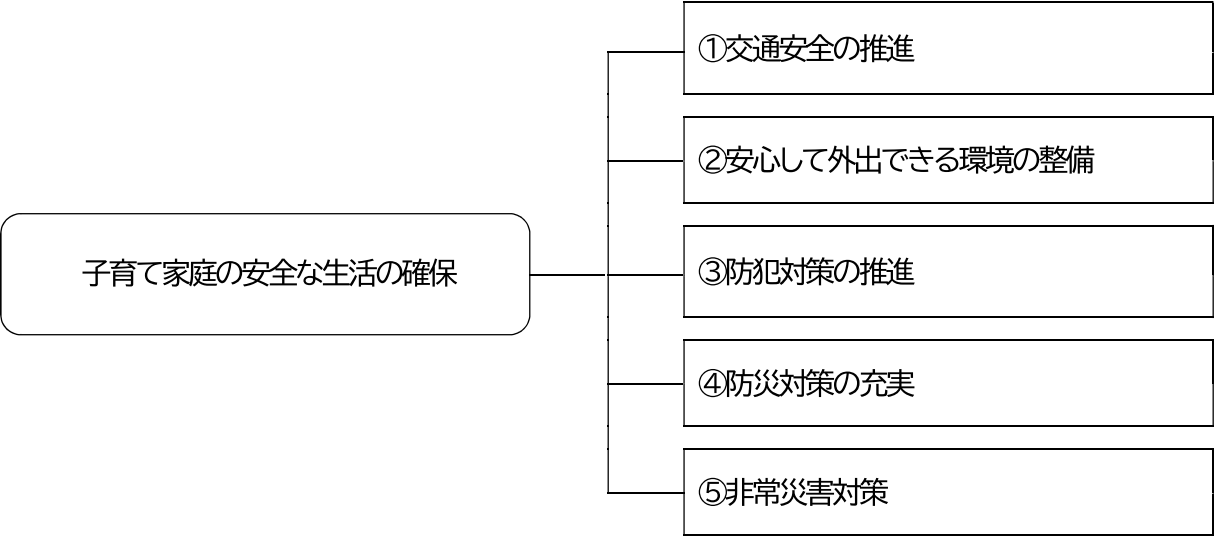
◇目指す地域の姿◇

交通安全や防犯など身近な安全対策や、いざという時の防災体制が十分整った安心できる地域になっています。

◇施策の方向◇

- 近年では、若者が犯罪に巻き込まれることが多くなっています。また、震災や風水害が多発するなど、安全で安心できる地域づくりが大切になっています。
- 交通安全や防犯に対する啓発や防災体制、緊急時の避難体制などの充実を図ります。

◇施策体系◇



◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①交通安全の推進	○学校における交通安全教育などを通して、交通事故の防止を図ります。 ○交通安全啓発活動など、交通安全対策を推進します。 ○各行政区と調整の上、危険箇所における交通安全施設の整備・充実や通学路の整備を図ります。 ○通学路等において歩道や防護柵の整備、ハンプ等の物理的デバイスの設置を図るとともに、学校や警察等と連携し「通学路交通安全プログラム」に基づく定期的な点検を行います。 ○市内の生活環境保持のため、放置自転車対策を推進します。	教育指導課 安心安全課 道路課
②安心して外出できる環境の整備	○誰もが安心して外出できるよう公共施設などのバリアフリー化を推進するとともに、JR東日本に対して駅のバリアフリー化に関する要望活動などを行います。 ○広報紙を活用し、「赤ちゃんの駅」のPRや情報提供を行います。	地域振興課 子育て支援課
③防犯対策の推進	○こどもを取り巻く有害環境対策のため、学校における情報モラル教育の推進を図るとともに、保護者に対しては広報物を活用した啓発等を実施します。 ○警察や「地域防犯推進委員」と連携し、地域の安全確保に努めます。 ○危険を感じた際の避難場所としての「子ども110番の家」制度を今後も継続し、こどもを犯罪から守ります。 ○スクールガードリーダーを配置し、児童・生徒の登下校の見守りを実施します。 ○自主防犯組織を支援するとともに、防犯ボランティアとの連携・協力を推進します。 ○こども、保護者等への防犯教育を実施します。	教育指導課 安心安全課 こども保育課 福祉課

施策	事業内容	関係課
	○防犯灯などの防犯施設の整備・充実を図るとともに、道路・公園に死角をつくらないなど、犯罪の起こりにくい環境づくりに努めます。 ○青少年の非行防止キャンペーンなどの啓発活動を行います。	教育指導課 安心安全課 こども保育課 福祉課
④防災対策の充実	○災害や火災などから子どもを守るため、市で実施する防災訓練や各保育所、幼稚園、学校で実施する防災訓練・避難訓練などの一層の充実を図ります。 ○防災情報や人命に関わる情報を円滑に伝えるべく、防災行政無線や白岡市安心安全メールサービスの普及・啓発など、情報伝達体制の充実に努めます。 ○保育施設、教育施設の整備・点検を推進します。	教育指導課 教育総務課 安心安全課 子育て支援課 こども保育課
⑤非常災害対策	○震災時や水害時などに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、保育所等の利用者負担減免や避難先における保育の提供、被災した子どもの居場所づくりなどの支援体制の整備を進めます。 ○被災した妊産婦や乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制の整備を図ります。 ○災害時に、子どもに関係する施設等の業務を円滑に維持していくためのBCP(業務継続計画)や施設等の安全計画の普及と理解促進に努めます。	安心安全課 子育て支援課 こども保育課 福祉課

基本目標３ こどもが個性豊かに育つ環境づくり

基本施策１ 家庭・地域の教育力の向上

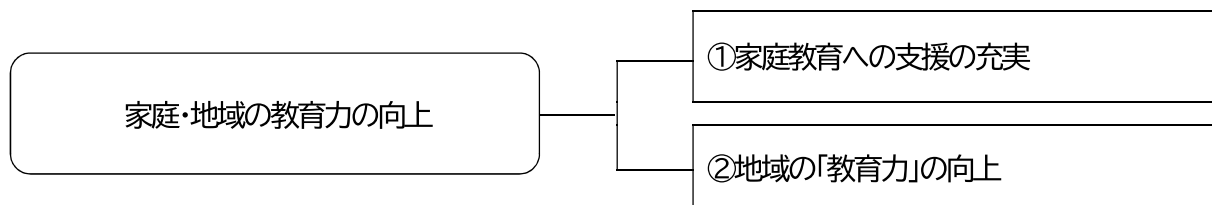
◇目指す地域の姿◇

家庭と地域が一体となって、子育てを推進する地域になっています。

◇施策の方向◇

- こどもの教育は家庭や地域が基礎となっており、これらに対する支援は大切になっています。
- 家庭教育を支援するため、地域子育て支援拠点の「育児講座」や母子保健事業の充実を図るとともに、子ども会活動やＰＴＡ活動、学校応援団活動などの地域の「教育力」の向上を目指す活動を支援します。

◇施策体系◇



◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①家庭教育への支援の充実	○家庭の「教育力」の向上を図るため、小中学生のこどもに親を対とした「家庭教育学級」を、ボランティアやNPOと連携しながら定期的に開催します。 また、父親の参加などを促進することで、より一層の知識の普及に努めます。 ○地域子育て支援拠点で実施している「育児講座」を継続し、乳幼児の救急に関する知識の啓発や「親子体操」などを実施します。 ○親が学ぶ講座や、親子で楽しんで学べる講座、リフレッシュ講座等、多様なテーマで講座を実施します。 ○各教室で妊娠・出産・育児についての講話を行い、育児に関する知識の普及、事故防止についての啓発を実施します。	生涯学習課 子育て支援課
②地域の「教育力」の向上	○「ウィークエンドいきいき体験活動事業」の一環として、自然環境の活用や、人と自然との関わり、農業などを学びつつ、異年齢・世代間の交流の場としてプログラムの提供に努めます。 ○ペアーズバンクに登録している地域の人材、団体に「ウィークエンドいきいき体験活動事業」や公民館の講座などの講師として活躍してもらいます。 ○家庭・地域・学校・行政が同じ目標を持って協働するために考案された「白岡アクションプラン」の趣旨に基づき、家庭・地域・学校・行政が有機的に連携して子育てができるよう、市が関係機関との調整を図り、推進団体の育成・支援に努めます。	生涯学習課
	○「環境学習会」を開催し、課外授業を通じた体験・見学などを行い、環境やエネルギーの問題、リサイクルについて学ぶ機会を提供します。 ○「緑のカーテン」事業の一環として、家庭に苗等の提供及び緑のカーテン活用講座の実施などを行い、地球温暖化に対する市民の意識啓発を図ります。	環境課

基本施策 2 就学前教育の充実

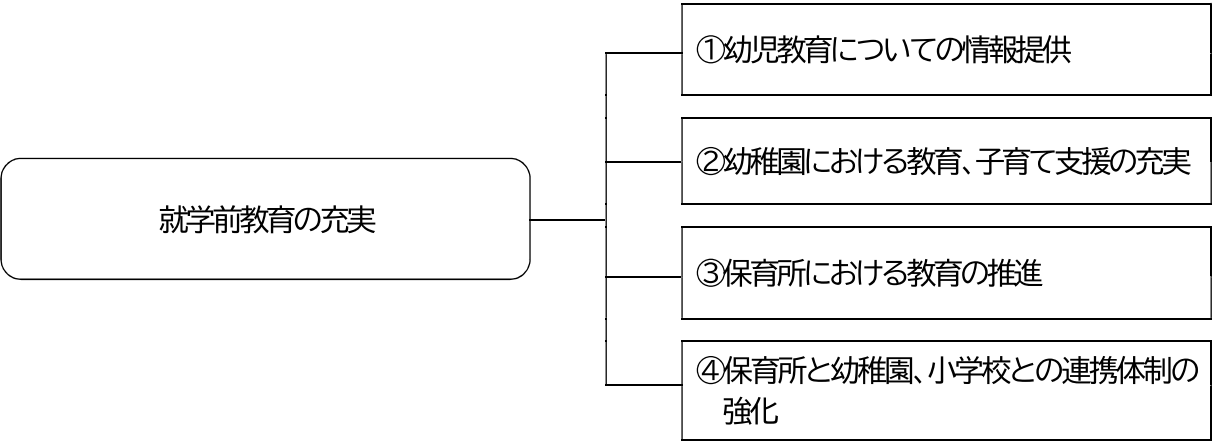
◇目指す地域の姿◇

幼稚園や保育所などで就学前の多様な教育を受けることができる地域になっています。

◇施策の方向◇

- 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切なものです。
- 幼稚園や保育所等に関する情報提供や私立幼稚園への支援、保育所の教育の推進、保育所と幼稚園、小学校との連携体制の強化などを推進します。

◇施策体系◇



◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①幼児教育についての情報提供	○広報紙やチラシ、市ホームページ、パンフレット、子育て支援ガイドブック等を通じて、市内幼稚園の情報など幼児教育・就学前教育に関連する情報提供を行います。	子育て支援課
②幼稚園における教育、子育て支援の充実	○幼児教育の振興や施設の整備などを市内の私立幼稚園を対象に行います。 ○幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課 こども保育課
③保育所における教育の推進	○保育所における教育について、研究・検討を行い、さらに内容の充実に努めます。 ○職員の研修を充実させ、その資質の向上に努めます。	こども保育課
④保育所と幼稚園、小学校との連携体制の強化	○全体会議や各学校での会議を実施することで、新入学児童についての保育士と教員の話し合いの場を提供し、連携強化を図ります。 ○こどもの育ちを支える資料（保育所児童要録）を学校に継続的に送付します。 ○就学に向けて、園ごとに小学校への見学を行い、小学生との交流などを図ります。	教育指導課 こども保育課

基本施策 3 学校教育の充実

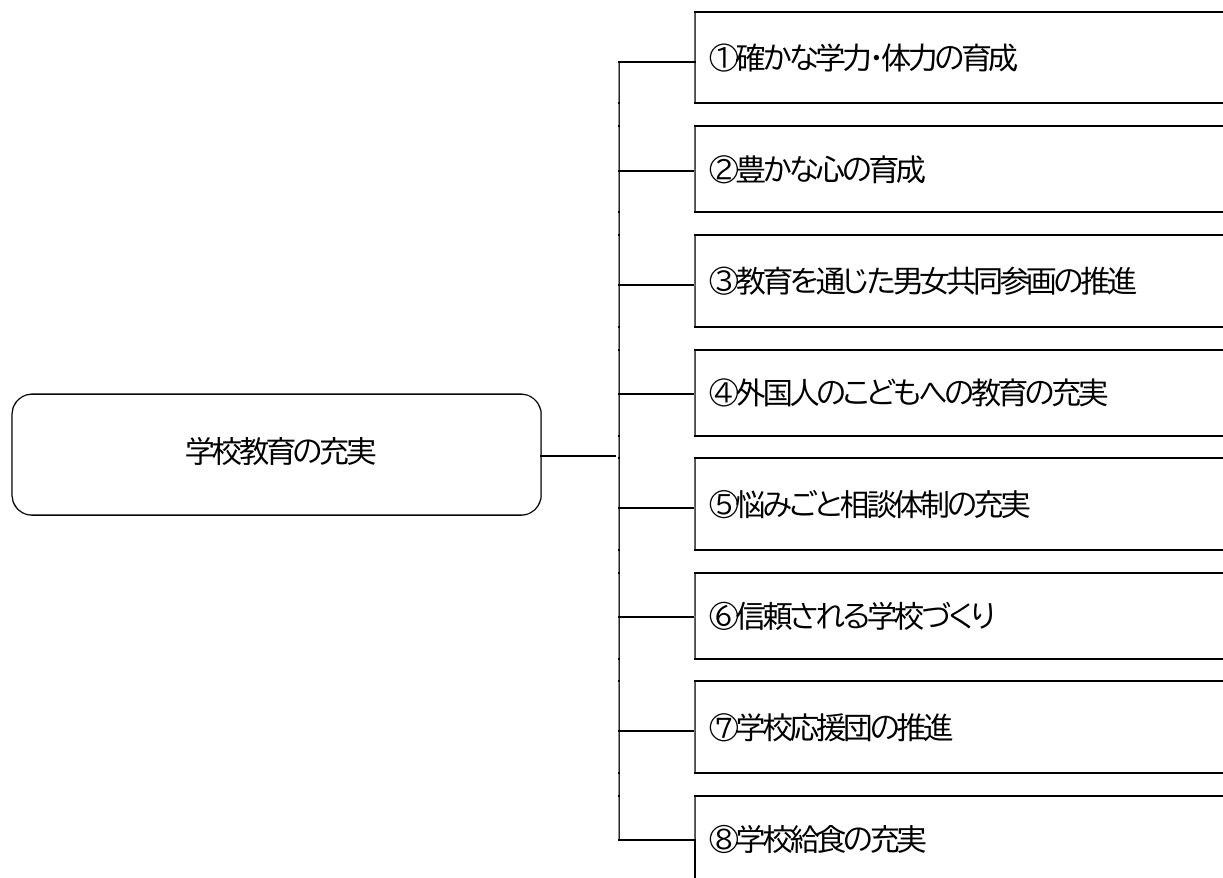
◇目指す地域の姿◇

学校と地域が連携し、すべての子どもたちが豊かで明るく育つ地域になっています。

◇施策の方向◇

- 学校は確かな学力・体力、豊かな心を育む場として重要であるとともに、相談機能の強化や地域と連携した取組が大切になっています。
- 道徳教育や男女共同参画に関する教育、外国人の子どもへの教育の充実など充実に努めるとともに、教育支援センターを中心とした相談機能の強化、地域との連携強化などを推進します。

◇施策体系◇



◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①確かな学力・体力の育成	○教育指導補助員、教科指導の充実のための加配教員を適宜学校に配置することで、少人数指導を実施するとともに、個に応じた学習の充実に努めます。 ○各小・中学校において、あいさつ運動などを行い、優しさと思いやりのある豊かな心の醸成を目指します。 ○児童・生徒の部活動などを通し、健やかな身体の育成や自発性・自主性の向上を推進します。 ○学校における外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育を推進します。	教育指導課
②豊かな心の育成	○学校教育全体を通して道徳教育の充実を図るとともに、体験活動での人々との関わり合いを通して、「心の教育」の充実に努めます。	教育指導課
③教育を通じた男女共同参画の推進	○発達段階に応じた、男女の平等や男女の相互理解と協力の重要性等についての指導を推進します。	教育指導課
④外国人のこどもへの教育の充実	○日本語指導の職員を配置するなど、外国人のこども等に対する日本語教育環境を強化します。	教育指導課
⑤悩みごと相談体制の充実	○不登校やいじめなど様々な課題を抱えるこどもに対し、心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した学校におけるチームでの教育相談体制の充実を図ります。 ○不登校児童・生徒などの支援を行う教育支援センターにおいて、児童の悩みごとの相談体制や、学校への復帰や社会的自立に向けたサポートの充実を図ります。 ○小学校に相談室を配置し、電話や面談による相談を受け付けます。 ○教育委員会に設置されている教育相談室で、保護者からの教育相談、就学相談、先生方の教育相談などに対応します。 ○教育相談室や教育支援センターなどが連携し、不登校などの相談に対応します。	教育指導課

施策	事業内容	関係課
⑥信頼される学校づくり	○学校運営協議会や学校公開、PTA行事を実施し、開かれた学校づくりに努めます。 ○授業公開期間、広報紙や市ホームページを積極的に活用するなど、保護者や地域住民に学校を知ってもらうとともに、地域住民との協働による活動や、市の行事への積極的な参加を促し、地域・学校・家庭の連携を強化します。 ○各学校において、定期的に施設整備の点検を行い、安全・安心や防犯の一層の充実を図ります。	教育指導課
⑦学校応援団の推進	○学校応援団づくりを推進し、各学校応援団の交流や、日々の教育活動の強化、児童・生徒の見守りを行い、地域の教育力の積極的な活用を図ります。	教育指導課
⑧学校給食の充実	○白岡市産農産物を取扱っている企業や市内農家と連携し、学校給食における地場産物等の使用を促進し、学校給食の充実・食育の推進を図ります。 ○給食の時間や家庭科及び保健などの時間を通じて、「食育」に関する指導を行います。	教育指導課 教育総務課

基本施策 4 次代の親の育成

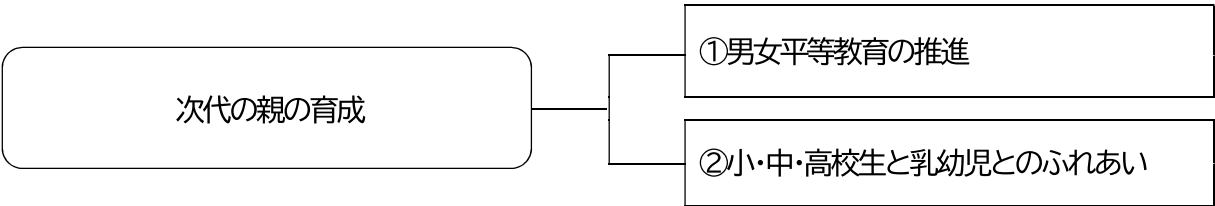
◇目指す地域の姿◇

若者が「親」になる意欲と自覚を持ち、知識を学び、「親」として成長し続けることができる地域になっています。

◇施策の方向◇

- こども・若者が成長し家庭を持ち、親となり自立した生活を送れるように支援していくことが大切です。
- 人権教育や道徳や男女平等教育、小・中・高校生と乳幼児とのふれあい事業などにより、「親」になる意識と意欲、自覚、知識を得る支援を進めます。

◇施策体系◇



◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①男女平等教育の推進	○学校の全教育活動を通して、人権教育や道徳、男女平等教育などを行い、生徒の意識の醸成を図ります。 ○学校生活の中で、必要以上に男女を区別することなく、平等になるように配慮を行います。 ○小学校に支援相談員、中学校にさわやか相談員を配置し、男女の問題に関する悩みごとを抱える保護者や児童・生徒のための教育相談体制の充実を図ります。 ○学校教育などにおいても、児童・生徒が性別にとらわれないように学校生活を送れる環境の整備や、男女がお互いの性を理解・尊重できるような知識普及、意識の醸成を図ります。	教育指導課
②小・中・高校生と乳幼児とのふれあい	○定期的に、小・中・高校生と乳幼児が交流するような行事の企画や、卒園児の行事への招待を行い、異年齢交流を図ります。 ○異年齢のふれあいを実現するべく、教科の授業や中学生社会体験チャレンジ事業などで保育所や幼稚園への訪問を実施します。 ○高校生の夏休みボランティアの保育所による受け入れを継続します。児童館における日常的な異年齢交流を、児童館まつり、小中学生を対象とした事業などを通して促進します。	教育指導課 子育て支援課 こども保育課

基本目標4 配慮を要するこどもを支援する環境づくり

基本施策1 障がい児と家庭への支援の充実

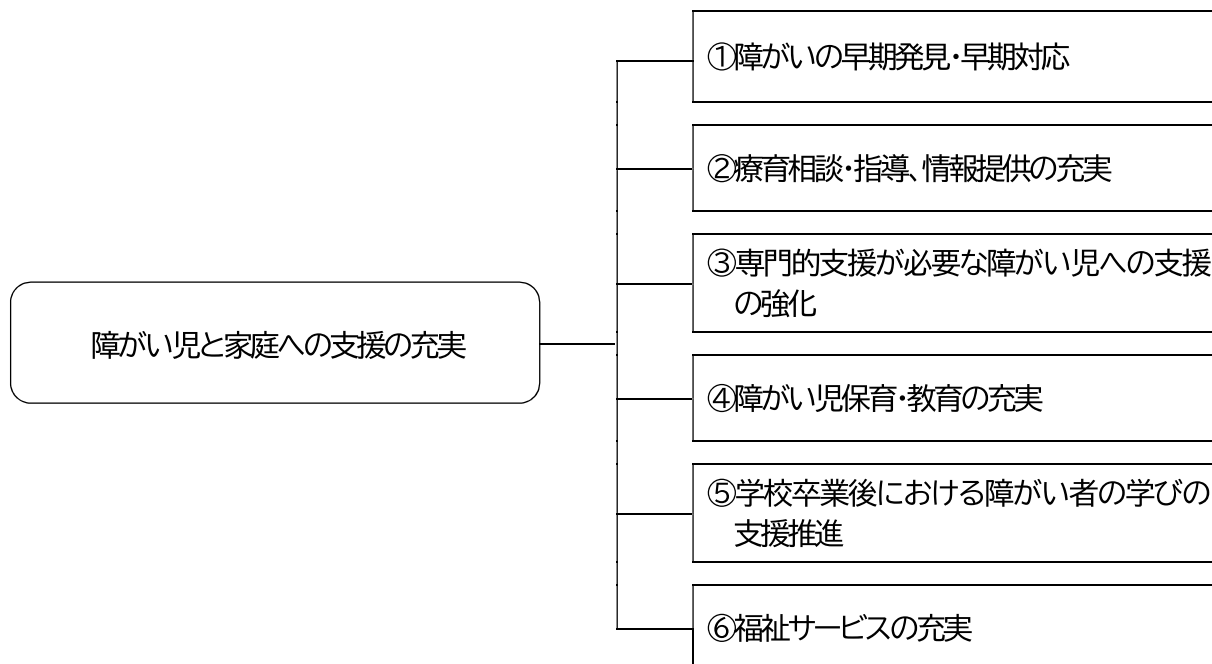
◇目指す地域の姿◇

障がいのあるこどもや若者が、その人らしく、生きがいをもって暮らしていける地域となっています。

◇施策の方向◇

- 障がいのあるこどもや若者の生活を支援するため、保健、医療、福祉、教育などが連携し、切れ目のない継続的な支援体制を整備することが大切です。
- 障がいの早期発見・早期対応から多様な相談体制、専門的な支援、保育や教育、学校卒業後の支援、各種の生活支援などが連携した支援体制の整備を進めます。

◇施策体系◇



◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①障がいの早期発見・早期対応	○母子保健などの施策として乳幼児健診などを行い、発育・発達について経過観察が必要な乳幼児の早期発見に努めます。また、支援事業への連携体制の拡充や、継続的支援・親の支援の充実を図ります。	子育て支援課
②療育相談・指導、情報提供の充実	○療育支援が必要な障がい児などに対する相談・指導体制の充実を図ります。特に就学相談に関しては、就学年齢に限らず年間を通じて受け付けるよう体制を整えます。 ○医療・保健・福祉・教育の連携強化を図るとともに、必要時においては、児童の支援事業への参加や適切な医療受診をできるように体制を拡充します。 ○関係各課と連携を取り、情報提供や相談対応を充実させ、障がいのある児童・生徒の適正な就学、教育を推進します。	教育指導課 子育て支援課 福祉課
③専門的支援が必要な障がい児への支援の強化	○医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関係機関が連携を図る場の設置、充実に努めます。 ○専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制を実施する体制の確保を進めるとともに、児童発達支援センターの機能強化や重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備に努めます。 ○市内に障害者就労支援センターを設置し、就労を希望する障がい児・者に身近で寄り添った就労支援体制の整備を図ります。	福祉課
④障がい児保育・教育の充実	○保育所、幼稚園における障がい児の受け入れを継続し、障がい児保育・教育を推進します。 ○児童・生徒の適切な就学を実現するべく、就学支援委員会にて適正に判断を行うとともに、巡回相談や希望相談を通して、学校や保護者の支援を行います。 ○障がいの有無にかかわらず、学校における交流学习や体験学習などを通じて、こども同士の交流を促進します。	教育指導課 こども保育課

施策	事業内容	関係課
⑤学校卒業後における障がい者の学びの支援推進	○学校卒業後における障がい者の学びを支援するため、文化・スポーツ活動等への参加について支援、周知します。	福祉課 生涯学習課
⑥福祉サービスの充実	○障がい児の生活支援と保護者の負担軽減のため、各種補助金や、補装具交付などの福祉サービスの充実を図ります。また、重症心身障害児などの家族に対するレスパイトケア事業補助金交付事業の周知・推進を図ります。 ○障がいのある方の日常生活上の支援のため、埼玉県内に営業所を持つタクシーなどに対する福祉タクシー利用料等の助成、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、公共料金の割引等の支援を行います。 ○重度心身障害者医療費支給事業を実施し、適宜事業の案内や医療費の一部負担金の支給などを行います。	福祉課 こども保育課

基本施策2 ひとり親家庭への支援の充実

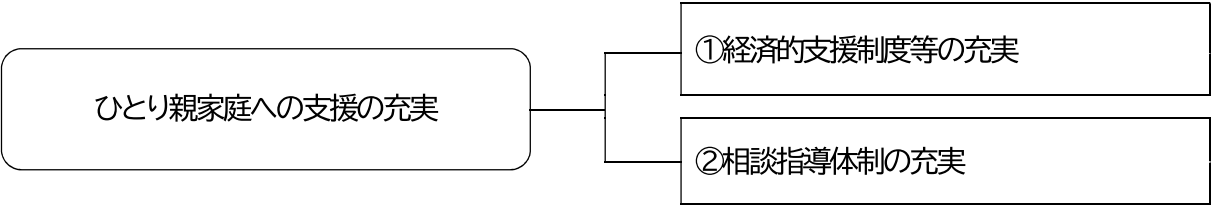
◇目指す地域の姿◇

ひとり親家庭が安心して暮らしている地域になっています。

◇施策の方向◇

- ひとり親家庭は育児の負担が大きく、生活全般に様々な困難があり、安心した暮らしのための支援が大切になっています。
- 「児童扶養手当」や「ひとり親家庭等医療費支給」などの経済的支援を適切に実施するとともに、ひとり親家庭への相談体制の整備を行います。

◇施策体系◇



◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①経済的支援制度等の充実	○ひとり親家庭などへ「児童扶養手当」、「ひとり親家庭等医療費支給」を支給します。 ○ひとり親家庭の経済的自立促進を図るため、就業に必要な資格取得の給付金として、「自立支援教育訓練給付金」、「高等職業訓練促進給付金」の支給、制度の周知を図ります。 ○就学援助制度や県営住宅、学童保育料の免除等の支援制度について、広報紙やパンフレットの配布、市ホームページなどを通して、制度の概要と申請方法の周知活動に努めます。	こども保育課 教育指導課 建築課
②相談指導体制の充実	○相談窓口の設置や支援体制に関する情報収集を行い、ひとり親家庭の悩みや不安の解消に努めます。 ○「女性の相談室」において、母子家庭や今後ひとり親になる可能性のある家庭の生活などの不安や悩み相談に対応します。	こども保育課 福祉課 地域振興課

基本施策3 児童虐待を防止する体制づくりの推進

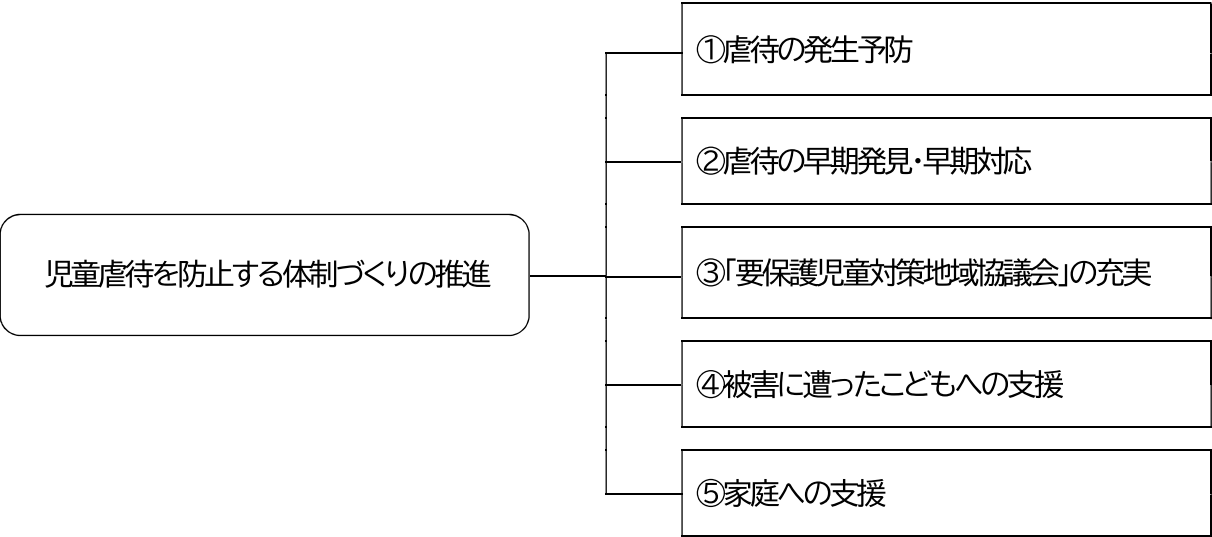
◇目指す地域の姿◇

こどもや若者への虐待や不当な扱いがなく、こどもや若者がのびのびと暮らしている地域になっています。

◇施策の方向◇

- こどもや若者に対する虐待は、人権を侵害するとともに、心身の発達や人格形成にも重大な影響を及ぼすことから、その防止や早期対応は大切なこととなります。
- 妊娠から出産・育児にわたる支援や、子どもの権利条約の理解などの人権教育、「要保護児童対策地域協議会」によるハイリスクケースへの積極的な対応、児童虐待を受けたこどもを対象としたカウンセリングや、必要な家庭への支援など各関係機関が連携した対応の強化を図ります。

◇施策体系◇



◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①虐待の発生予防	○産科などの医療機関及び関係課との連携により、特定妊婦の把握に努め、支援の充実を図ります。 ○乳児家庭全戸訪問事業や、乳幼児健診を活用した個別相談及び情報提供を行うとともに、健診未受診者を対象とした家庭訪問などを実施し、支援が必要な家庭を適切な機関につなげます。 ○児童虐待防止キャンペーンの実施や、県主催の研修会などを通じて、職員の人材育成に努めます。 ○社会科や道徳等を通して子どもの権利条約の理解などの人権教育を行うことで、将来児童・生徒が児童虐待の加害者とならないよう、未然の防止を図ります。 ○保護者会や保健委員会等を通じた、保護者への意識啓発と相談活動を推進します。 ○地域の家庭の実態把握や情報の提供、相談対応、要保護児童及び要支援児童への、より専門的な支援業務等を行う「こども家庭センター」の充実を図ります。	子育て支援課 教育指導課
②虐待の早期発見・早期対応	○各関係機関の相互の連携を図り、いじめや虐待の早期発見・早期対応に努めます。ハイリスクケースにおいては、家庭訪問や電話連絡などの積極的な対応を行います。 ○地域の虐待の早期発見・早期対応に努めるため、民生委員・児童委員と連携を図るとともに、必要に応じた地域の見守りなどを推進します。 ○医療機関、関係課で定期的な情報交換を行い、支援の必要な特定妊婦など、妊娠期から切れ目のない支援を行います。	子育て支援課 福祉課 教育指導課 こども保育課

施策	事業内容	関係課
③「要保護児童対策地域協議会」の充実	○児童相談所、学校、警察、医療機関等、地域の関係機関が連携した「要保護児童対策地域協議会」を中心に、児童虐待の発生防止と早期発見、迅速対応を図ります。 ○必要時の個別ケース検討会議において、情報共有、定期的なフォローを行うなど、進行管理、支援体制の強化を図ります。	子育て支援課
④被害に遭った子どもへの支援	○各学校の「さわやか相談員」、市教育相談室、各関係機関などが相互に連携し、いじめや児童虐待を受けた子どもを対象としたカウンセリング、保護者への相談体制などを一層充実させます。	教育指導課 子育て支援課
⑤家庭への支援	○支援が必要と判断した家庭に、訪問支援員が訪問し、不安や悩みの傾聴、家事や育児の支援を行う子育て世帯訪問支援事業を実施し、家庭が抱える不安や負担の軽減を図ります。	子育て支援課

基本施策 4 貧困の状況にある子どもへの支援

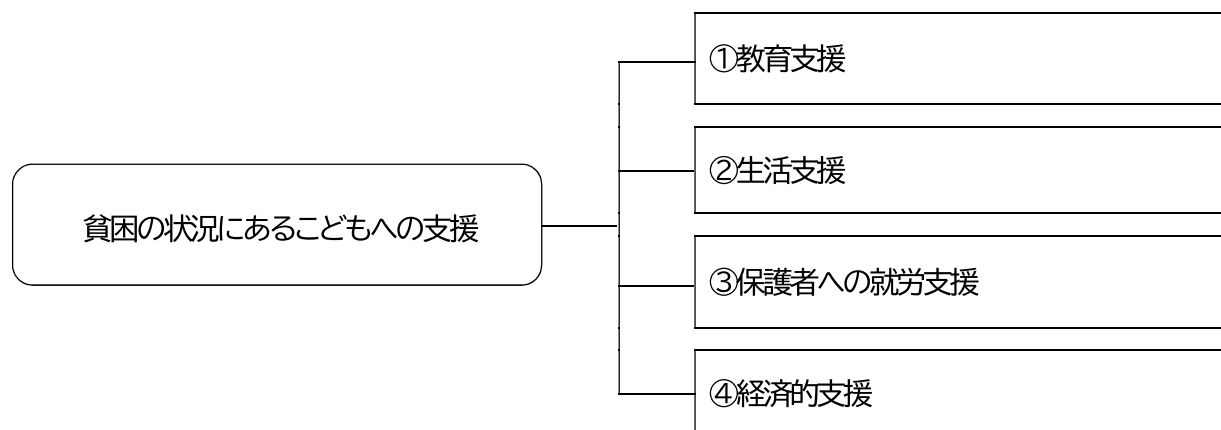
◇目指す地域の姿◇

子育て家庭が貧困に陥ることなく、子どもが健やかに成長できる地域になっています。

◇施策の方向◇

- 経済的に苦しい環境にある家庭も少なくないとされており、貧困の連鎖を断ち切る視点からも多様な支援が大切になっています。
- 学習支援や生活支援、保護者の就労支援、経済的支援などを推進します。

◇施策体系◇



◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①教育支援	○生活困窮世帯や生活保護世帯の中高生を対象に、高校進学及び中退防止を目的に学習支援を行います。 ○経済的理由により授業料・入学料の納入が困難な生徒や所得が一定以下の世帯に対し、授業料などの負担を軽減することで、就学機会の確保を図ります。 ○低所得者世帯の保育所及び認定こども園の利用者負担の軽減に努めることで、低所得世帯の子育てを支援します。また、幼児教育の質の向上や地域子育て支援の取組を推進します。 ○経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、給食費や学用品費など就学に必要な費用の援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ります。 ○進学の意欲を有しながら経済的な理由により就学困難な者の保護者に対して、入学準備金を貸し付け、等しく教育を受けることができるよう支援します。	福祉課 こども保育課 教育指導課 教育総務課
②生活支援	○生活困窮世帯や生活保護世帯の保護者を対象にした自立支援の取組を推進します。 ○家庭等で眠っている食品を職場や学校に持ち寄って地域の福祉団体等に寄付し、生活困窮等の世帯に提供する「白岡市役所フードドライブ」により、生活の支援を行います。	福祉課 こども保育課 環境課
③保護者への就労支援	○生活困窮世帯や生活保護世帯の保護者を対象とした就労支援の充実を図ります。	福祉課
④経済的支援	○児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けなどにより、経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭を支援します。 ○ひとり親家庭等医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を行います。	こども保育課

基本施策5 ヤングケアラー、不登校等のこども・若者の支援

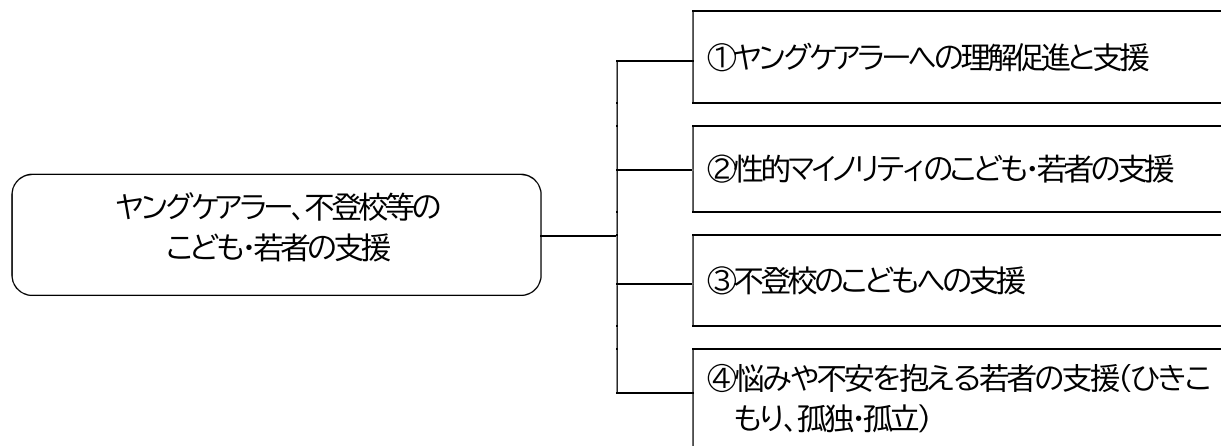
◇目指す地域の姿◇

様々な困難のあるこども・若者に対し、適切な支援を行い、将来に希望を持って暮らしていける地域になっています。

◇施策の方向◇

- ヤングケアラーや性的マイノリティ、不登校、ひきこもりなど、人知れず悩みや困難を抱えているこどもや若者が少なからず存在しています。
- 悩みや困難をかかえているこどもや若者の存在に気づき、相談支援につなぎ、教育や生活に関する適切な支援を進めます。

◇施策体系◇



◇具体的な施策◇

施策	事業内容	関係課
①ヤングケアラーへの理解促進と支援	○ヤングケアラーについて理解を深めるため、必要な広報やその他啓発活動を行います。 ○ヤングケアラーの周知・支援なども含め、教育相談体制の充実を図っていきます。	子育て支援課 教育指導課
②性的マイノリティの子ども・若者の支援	○性的マイノリティの子ども・若者に関する理解増進やきめ細かな対応を進めます。 ○身体の性と心の性が一致していないことや好きになる性などに悩んでいる性的マイノリティの方々へ相談窓口を案内します。	生涯学習課 教育指導課 地域振興課
③不登校の子どもへの支援	○「学びの多様化学校の手引き」などに基づき、学びの場の確保に向けた関係機関と連携した取組を推進します。	教育指導課
④悩みや不安を抱える若者の支援(ひきこもり、孤独・孤立)	○こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等の周知を図ります。 ○ひきこもり支援に関する情報発信を行い、ひきこもりへの理解促進を図るとともに、ひきこもり当事者や家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを進めます。	健康増進課 福祉課

第3章 子ども・子育て支援事業の推進

1 子ども・子育て支援事業とは

子ども・子育て支援制度による事業は、「教育・保育施設及び地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」の二つに分かれます。本章では、これらの事業の需要量の見込みや、確保の方策、提供区域の設定等について定めます。

教育・保育提供区域の設定

教育・保育施設及び地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案して、教育・保育提供区域を設定する必要があります。

本市においては、1か所で全市的な利用ニーズに対応している事業などもあることから、効率的に資源を活用できるよう、教育・保育提供区域を1圏域(全市)と設定し、地域のニーズに応じた教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の整備に努めます。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援制度に基づいて利用できる教育・保育施設には、認定こども園、幼稚園、保育所（「施設型給付」）があるほか、乳幼児を預かる地域型保育事業として小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（「地域型保育給付」）などがあります。これらを利用するためには、こどもの年齢と保育の必要性に応じて、市から認定を受ける必要があり、認定の区分によって利用できる施設・事業が異なります。このほかに、認可外の施設もあります。

■ 認定区分と提供施設

認定区分	1号	2号	3号
年齢	3～5歳		0～2歳
保育の必要性	幼児期の学校教育のみ	保育の必要性あり	
提供施設	幼稚園 認定こども園	認定こども園 保育所	認定こども園 保育所 地域型保育事業 など

■ 教育・保育施設及び地域型保育事業の概要

	施設・事業	事業概要
教育・保育施設	幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設
	保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
特定地域型保育事業	家庭的保育事業（保育ママ）	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）、0～2歳児を対象にきめ細かな保育を行う事業
	小規模保育事業	少人数（定員6～19人）、0～2歳児を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業
	事業所内保育事業	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもを対象に保育する事業
	居宅訪問型保育事業	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅において1対1で保育を行う事業

■ その他の保育施設の概要

	施設・事業	事業概要
認可外	家庭保育室	市の基準を満たして認定を受けた、少人数の保育施設
	企業主導型保育施設	主に、子ども・子育て拠出金を負担している事業主の従業員の子どもの対象に保育する施設

①教育施設

教育施設は、1号認定（3～5歳かつ幼児期の学校教育を希望）を受けた子どもに対して、幼稚園又は認定こども園において幼児期の学校教育を提供するものです。

また、保育の必要性がある2号認定子どもであっても、幼児期の学校教育を希望する子どもは、幼稚園又は認定こども園を利用します。

教育の提供体制については、令和6年度現在定員1,160人（私立幼稚園4園）となっており、今後も十分な提供体制が確保できると見込まれます。利用者の多様なニーズに対応した教育・保育サービスの提供を促進します。

■ 量の見込み

（単位：人）

		令和7年度			令和8年度		
		1号	2号*	計	1号	2号*	計
①量の見込み		340	285	625	326	229	555
②確保方策	幼稚園 認定こども園			1,160			1,160
②-①				535			605

		令和9年度			令和10年度		
		1号	2号*	計	1号	2号*	計
①量の見込み		324	207	531	321	185	506
②確保方策	幼稚園 認定こども園			960			850
②-①				429			344

		令和11年度		
		1号	2号*	計
①量の見込み		333	170	503
②確保方策	幼稚園 認定こども園			510
②-①				7

*：保育の必要性がある
が、幼児期の学校教育を希望

※量の見込みは、令和5年度に実施した白岡市子育て支援についてのアンケート調査結果及び国のワークシートを使用してニーズ量を算出し、さらに利用動向を加味して補正した数値を記載しています。

②保育施設

保育施設は、保護者が就労などを理由として、昼間に児童の保育を行うことができない場合に、保育所などで保護者の代わりに保育を行うことで、保護者の就労と子育ての両立を支援するものです。

保育ニーズの高まりに対応するため、認可保育所や地域型保育事業の整備促進に努め、提供体制の確保を図ります。

■ 量の見込み

(単位：人)

		令和7年度				令和8年度			
		2号	3号			2号	3号		
			0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳
①量の見込み		511	84	179	172	534	86	186	191
②確保方策	保育所 認定こども園	454	47	98	108	454	47	98	108
	地域型保育事業		21	46	47		21	46	47
	計	454	68	144	155	454	68	144	155
②-①		-57	-16	-35	-17	-80	-18	-42	-36

		令和9年度				令和10年度			
		2号	3号			2号	3号		
			0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳
①量の見込み		556	88	184	198	556	90	185	196
②確保方策	保育所 認定こども園	568	59	106	119	682	68	130	145
	地域型保育事業		21	46	47		21	46	47
	計	568	80	152	166	682	89	176	192
②-①		12	-8	-32	-32	126	-1	-9	-4

		令和11年度			
		2号	3号		
			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		660	92	185	200
②確保方策	保育所 認定こども園	830	68	130	145
	地域型保育事業		24	55	55
	計	830	92	185	200
②-①		170	0	0	0

※量の見込みは、令和5年度に実施した白岡市子育て支援についてのアンケート調査結果及び国のワークシートを使用してニーズ量を算出し、さらに利用動向を加味して補正した数値を記載しています。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市が地域の実情に応じ、子ども・子育て支援事業計画にしたがって実施する事業です。

①利用者支援事業（こども家庭センター型）

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

妊娠・出産・育児に関する相談、悩みなどに対し、切れ目なく支援するため、こども家庭センターにおいて対応します。

■ 量の見込み

（単位：箇所／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1

②延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、保育所などで保育を実施する事業です。

提供体制は十分に確保できる見込みです。引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。

■ 量の見込み

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	328	328	386	460	523
②確保方策	821	821	966	1,150	1,307

※量の見込みは、令和5年度に実施した白岡市子育て支援についてのアンケート調査結果及び国のワークシートを使用してニーズ量を算出し、さらに利用動向を加味して補正した数値を記載しています。

③放課後児童クラブ（学童保育所）

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業終了後に小学校の余裕教室や専用施設などで、適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業です。

児童数全体の減少により利用児童数も減少することが見込まれますが、保育ニーズは今後も高まることが推測されます。引き続き放課後児童クラブの整備に努めるとともに、定員の弾力化なども実施しながら、提供体制の確保を図ります。

■ 量の見込み

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	765	750	722	707	673
1年生	200	184	179	187	160
2年生	187	196	180	176	183
3年生	134	165	157	144	141
4年生	133	118	124	118	108
5年生	75	52	48	50	48
6年生	36	35	34	32	33
計	765	750	722	707	673
②確保方策	560	595	595	635	675

※量の見込みは、令和5年度に実施した白岡市子育て支援についてのアンケート調査結果及び国のワークシートを使用してニーズ量を算出し、さらに利用動向を加味して補正した数値を記載しています。

④子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者が、疾病や疲労など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合に、市が委託する児童養護施設などの保護が適切に行うことができる施設において、宿泊を伴う預かりを行う事業です（原則7日以内）。

サービスを必要とする家庭が安心して利用できるよう、利用者のニーズの状況を見ながら、利用しやすい提供体制の確保に努めます。

■ 量の見込み

（年間延べ利用日数 単位：人日／年①）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保方策	7	7	7	7	7

※量の見込みは、過年度の利用実績に基づき算出しています。

⑤地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流の場を提供し、育児相談等を行う事業です。

現在5か所で実施しており、今後も利用者のニーズに応えながら、利用しやすい地域子育て支援拠点の充実に努めます。令和7年度からは、重層的支援体制整備事業の「居場所づくり」としての役割を担いながら、乳幼児期の親子の交流や育児相談の提供体制の確保に努めます。

■ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （年間延べ利用回数 単位：人回／年）	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000
②確保方策 （単位：箇所／年）	5	5	5	5	5

※量の見込みは、過年度の利用実績に基づき算出しています。

⑥一時預かり事業（幼稚園在園児）

保護者が仕事、疾病、用事等の理由によって、家庭において保育することが一時的に困難となった園児を対象として、主として日中に幼稚園内で一時的な預かりを行う事業です。

共働きの幼稚園利用の家庭（2号認定で教育利用希望が強い家庭）が、今後も一定数見込まれることから、提供体制の確保に努めます。

■ 量の見込み

（年間延べ利用日数 単位：人日／年①）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	37,273	37,273	30,844	27,309	5,284
1号認定による利用	11,450	11,450	9,475	8,389	4,342
2号認定による利用	25,823	25,823	21,369	18,920	942
計	37,273	37,273	30,844	27,309	5,284
②確保方策	37,273	37,273	30,844	27,309	5,284

※量の見込みは、令和5年度に実施した白岡市子育て支援についてのアンケート調査結果及び国のワークシートを使用してニーズ量を算出し、さらに利用動向を加味して補正した数値を記載しています。

⑦一時預かり事業（幼稚園在園児以外）

保護者が仕事、疾病、用事等の理由によって、家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児を対象として、主として日中に保育所などで一時的な預かりを行う事業です。保育所2か所で実施しています。

保育所の整備等による利用ニーズの変化に対応しながら、適切な提供体制の確保に努めます。

■ 量の見込み

（年間延べ利用日数 単位：人日／年①）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,160	1,160	960	850	440
②確保方策	1,160	1,160	960	850	440

※量の見込みは、過年度の利用実績に基づき算出しています。

⑧病児保育事業

保育を必要とする乳幼児等が、病気で集団保育が困難な期間、保育所・診療所などの施設において保育を行う事業です。

利用ニーズに対応しながら、提供体制の確保に努めます。

■ 量の見込み

(年間延べ利用日数 単位：人日／年①)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,480	2,200	2,200	2,200	2,200
②確保方策	1,480	2,200	2,200	2,200	2,200
病児対応型	720	1,440	1,440	1,440	1,440
体調不良型	720	720	720	720	720
ファミリー・サポート・センター事業（病児対応型）	40	40	40	40	40
計	1,480	2,200	2,200	2,200	2,200

※量の見込みは、過年度の利用実績に基づき算出しています。

⑨ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

児童の預かり、送迎時の支援などを受けることを希望する者（依頼会員）と、支援を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

随時の説明会を実施し、提供会員の確保に努め、提供体制は確保できる見込みです。

■ 量の見込み

(年間延べ利用日数 単位：人日／年①)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	988	988	988	988	988
②確保方策	988	988	988	988	988

※量の見込みは、過年度の利用実績に基づき算出しています。

⑩乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に保健師等が訪問し、子育ての孤立防止を図るとともに、不安や悩みへの助言を行うなどによって子育て支援を実施する事業です。

今後も訪問活動により、きめ細かい支援の充実に努めます。

■ 量の見込み

（単位：人／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	374	370	372	372	372
②確保方策	374	370	372	372	372

※量の見込みは、各年度の0歳児人数の推計をもとに概算した数値です。

⑪養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要とされる家庭を対象に家事などの養育能力を向上させるための支援や相談支援を行う事業です。必要に応じて対応していきます。また、要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。

要保護児童対策協議会にて支援が必要と判断した家庭へ、見守り強化事業を実施し、支援を継続します。

■ 要保護児童に対する支援の量の見込み

（単位：人／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	80	80	80	80	80
②確保方策	80	80	80	80	80

⑫子育て世帯訪問支援事業等

子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業については、支援が必要な家庭の把握とともに、今後必要に応じて対応を検討します。

子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等が居る家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行います。

■量の見込み

(年間延べ利用日数 単位：人日／年①)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	120	120	120	120	120
②確保方策	120	120	120	120	120

児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供することにより、虐待の防止や一時保護解除の家庭への円滑な復帰を図るものです。

親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する事業です。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図るものです。

⑬妊婦等包括相談支援事業

妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行う事業です。

■ 量の見込み

(年間延べ利用回数 単位：人回／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,122	1,110	1,116	1,116	1,116
②確保方策	1,122	1,110	1,116	1,116	1,116

⑭妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■ 量の見込み

(単位：人／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	374	370	372	372	372
②確保方策	374	370	372	372	372

※量の見込みは、各年度の0歳児人数の推計をもとに概算した数値です。

⑮産後ケア事業

出産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

■ 量の見込み

(年間延べ利用日数 単位：人日／年①)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	126	126	126	126	126
訪問	42	42	42	42	42
デイ	42	42	42	42	42
宿泊	42	42	42	42	42
②確保方策	126	126	126	126	126

⑯乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

0歳6か月から満3歳未満で、保育所等に通っていないこどもを対象とし、月一定時間の枠の中で柔軟に通園が可能な事業です。

令和8年度以降に実施が予定されている新しい事業であり、今後のニーズに対応しながら、提供体制の確保に努めます。

■ 量の見込み

（年間延べ利用人数 単位：人日／年②）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児					
①量の見込み		4	4	4	4
②確保方策		1	1	1	1
1歳児					
①量の見込み		4	4	4	4
②確保方策		2	2	2	2
2歳児					
①量の見込み		4	4	4	4
②確保方策		2	2	2	2

使用単位

単 位	
人／年	年間実人数
箇所／年	年間実施箇所数
人日／年 ①	年間延べ利用日数
人日／年 ②	年間延べ利用人数
人回／年	年間延べ利用回数

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の周知

本計画では、次代の社会を担う全てのこども・若者が、ひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指しています。こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、こども・若者の意見に耳を傾けるとともに、また、安心してこどもを産み、「子育てが楽しい」と感じ、こどもが心豊かに成長できる地域を、行政や市民、企業などが一体となって推進することが必要です。

そのため、家庭、地域、企業等による市民などの主体的かつ積極的な取組を促進するため、市ホームページへの掲載、概要版の作成・配布などを行い、こどもを含めたすべての市民に向けて、本計画の周知に努めます。

2 計画の推進体制

(1) 適切な役割分担による計画の推進

本計画を効率的かつ効果的に推進するためには、行政だけでなく、多様な主体による協働が必要です。そこで、家庭や地域、各種団体、関係機関等の役割を明確にし、それぞれの連携体制を強化することで、地域ぐるみの支援体制を整備し、こどもの未来をみんなでつくることのできるよう努めます。

本計画が掲げる目標像「みんなで頑張（つく）る こども・若者の未来」を実現するためにも、各主体に期待される役割は、次のとおりとなります。

主体項目	内容
家庭	こどもが健やかに成長するための、第一義的な責任を負っています。そこで、地域や行政の手を借りながら、愛情を注いでこどもを育てていくよう努めます。
地域	こどもは、こども同士や地域の人々との関わりの中で社会性などを獲得していきます。このため、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等に関わらず、全てのこどもが心豊かに成長できるよう、地域全体で見守りや支援を行います。
行政	以下のような方向性で施策を展開します。 ①保育、保健、児童の健全育成、教育等の施策を積極的に推進します。 ②地域全体で子育てに取り組むことの重要性について地域住民の意識啓発を行い、各種行事などでの地域における子育ての取組を支援します。 ③こどもの人権、発達、子育て等について広く情報提供を行い、地域の子育て環境の整備を進めます。

主体項目	内容
各種団体	福祉課題が多様化・複雑化する中で、地域社会の中のさまざまな団体による見守りや支援が重要となっています。各種団体はお互いに連携を取りながら、子育てしやすい地域づくりや、こどもが心豊かに成長できるよう、各種取組を推進することが必要です。
関係機関	全国各地で発生している大規模災害や情報化の進展など、こどもに関わる問題も大きく変容しています。児童相談所、保健所、医療機関、警察などの専門機関と連携を密に図り、こどもと子育て家庭を包括的に支えていくよう努めます。

（２）情報の提供

こども・若者や子育て家庭に情報や支援が届くよう、必要な情報をわかりやすく提供します。また、若い世代がなじみやすいＳＮＳ等を活用した広報のあり方を検討するなど、情報発信や広報などを充実します。

（３）こども・若者の社会参画と意見の反映

こども基本法では、こども施策の基本的な考え方として、こども・若者や子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聞きながらともに進めていくとされています。アンケート調査やヒアリング調査など、こども・若者が意見を表明しやすく、また、社会参画しやすい環境づくりを行い、おとなは、その意見を年齢や発達の程度に応じて尊重しながら、様々な取組を進めていくことが重要です。

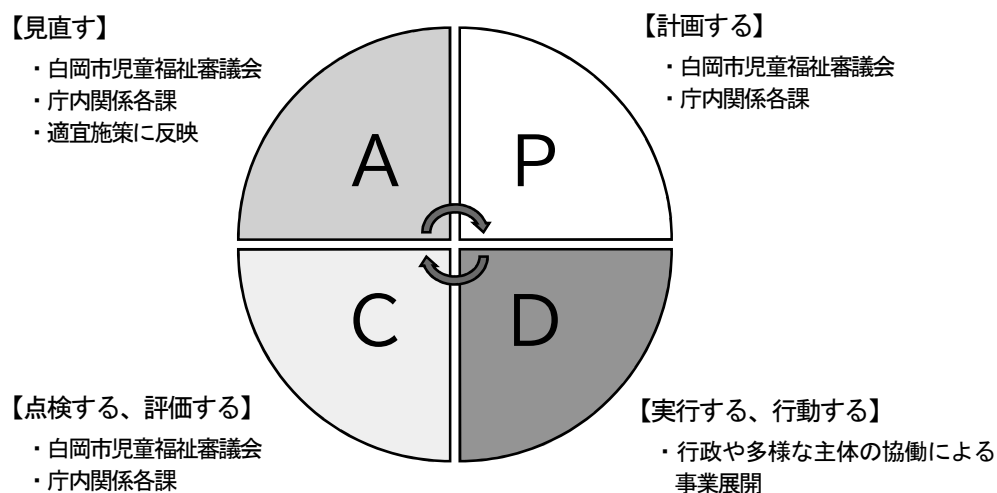
（４）人材の確保

教育や保育、障がい児支援に携わる人材をはじめ、こども・若者の健やかな育ちや子育て支援の担い手の育成や確保に努めます。また、担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できるよう環境づくりを進めます。

さらに、民生委員・児童委員や地域活動団体、ボランティアなど、こども・若者や子育て家庭を支援する、身近な人材の育成や連携に努めます。

（５）白岡市児童福祉審議会による計画の進行管理

本計画を着実に推進していくためにもPDCAサイクルに基づき計画の進行管理を行います。このためにも、白岡市児童福祉審議会において、計画に基づく施策の進捗状況や計画全体の成果について、点検・評価を行います。また、保育などの総合的な提供や待機児童の解消、更には地域のニーズに応じた多様なこども・若者支援、子育て支援の充実に向け、こどもや子育て家庭、各種団体などの子育て当事者の意見の反映をはじめ、必要に応じて計画の見直しを図ります。



3 計画の推進にかかる成果指標

第6次白岡市総合振興計画（令和4年策定）に掲げた関連成果指標を本計画における成果指標とし、市の上位計画との整合性を図ります。

指標名	単位	現状値	目標値 (5年後)	目標値 (10年後)
合計特殊出生率 一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均値	%	1.32 (令和元年)	1.59	1.77
子育てを楽しんでいる市民の割合 市民意識調査で「子育てを楽しんでいるか」について「そう思う」「ややそう思う」と回答した市民の割合	%	70 (令和3年)	73	77
子育ての悩みを相談できる相手がいる市民の割合 市民意識調査で「子育ての悩みがあった場合に相談先や相手がいる」と回答した市民の割合	%	83.1 (令和3年)	85.2	87.3
保育所の待機児童数 市内の保育所の待機児童数	人	17 (令和3年 4月1日現在)	0	0
学童保育所の待機児童数 市内の学童保育所の待機児童数	人	72 (令和3年 4月1日現在)	0	0

※現状値（第6次白岡市総合振興計画）

資料編

(裏白)

策定経過

掲載予定

白岡市児童福祉審議会条例

白岡市児童福祉審議会委員名簿

白岡市こども計画

令和7年3月

発 行 白岡市

編 集 白岡市健康福祉部子育て支援課

埼玉県白岡市千駄野445番地

TEL 0480-92-1111(代表)